

寝屋川市一般廃棄物処理基本計画

(素案)

令和3年 月

寝屋川市

目次

第1部 総論

第1章 計画改定の概要

第1節 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

寝屋川市（以下「本市」という。）では、平成23年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、一般廃棄物の処理に関する方向性を示してきました。一方、少子・高齢化の進行や人口減少、安全・安心なまちづくりへの関心の高まりなど、社会情勢は大きく変化してきました。また、大型台風やゲリラ豪雨、猛暑日の増加など、身近なところに気候変動の影響が現れており、平成27年には温室効果ガスの大幅削減を目標としたパリ協定が制定されました。さらに同年、貧困や不平等・格差、気候変動、資源の枯渇、自然破壊等の様々な問題の根本的解決に向け、「持続可能な開発目標（SDGs）※」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されています。

このように、ごみを処理することだけでなく、安全・安心を基盤として、経済・社会・環境を統合的に向上させるマルチベネフィットの創出に向けた取組を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。このような状況の中、新たな計画の改定時期に来ており、前計画策定後の一般廃棄物関連施策の推進に伴う社会情勢の変化を踏まえて、一般廃棄物処理基本計画を改定する必要があることから、このたび計画を改定することとしました。

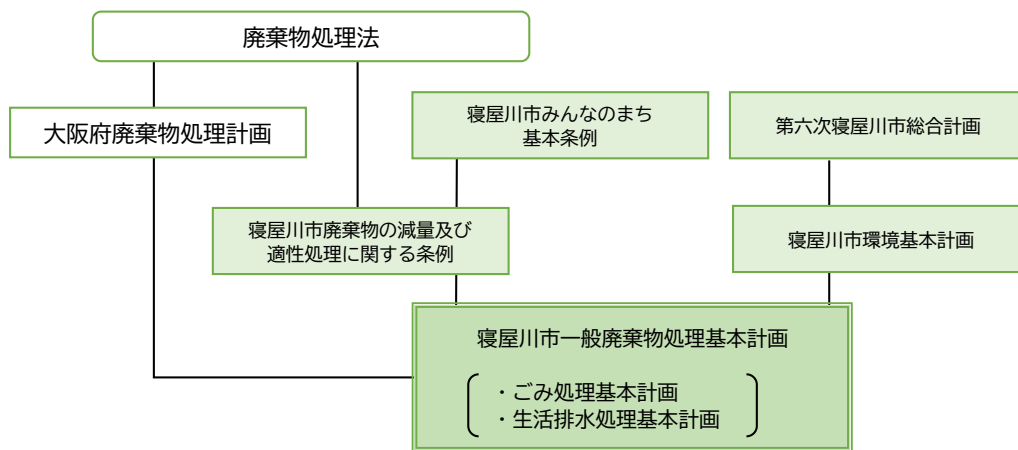


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

コラム 持続可能な開発目標（SDGs）とは

平成27年、国連持続可能な開発サミットが150を超える加盟国首脳に参加のもと開催され、その成果文書として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダは人間・地球及び繁栄のための行動計画として、宣言及び目標を掲げており、この目標が17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。



第2節 枠組み

1. 関係法令

本計画は、廃棄物処理法はもとより、その上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法や関連計画に基づき、一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

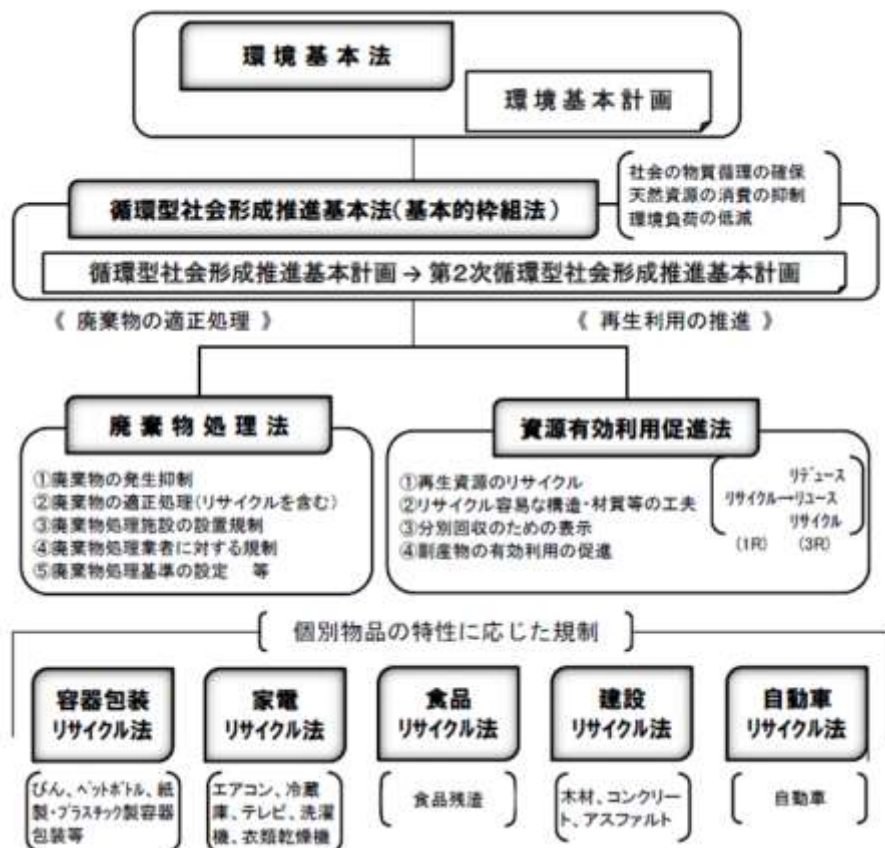


図1-2 関係法令

2. 廃棄物処理法に基づく廃棄物の区分

廃棄物は、市町村に処理責任がある家庭系廃棄物、事業者処理責任がある事業系廃棄物に区分されます。家庭系廃棄物には、一般ごみ(可燃ごみ、不燃ごみなど)、粗大ごみ(臨時ごみ)のごみがあり、その他にし尿があります。また、事業系廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など政令で定める廃棄物のことをいいます。

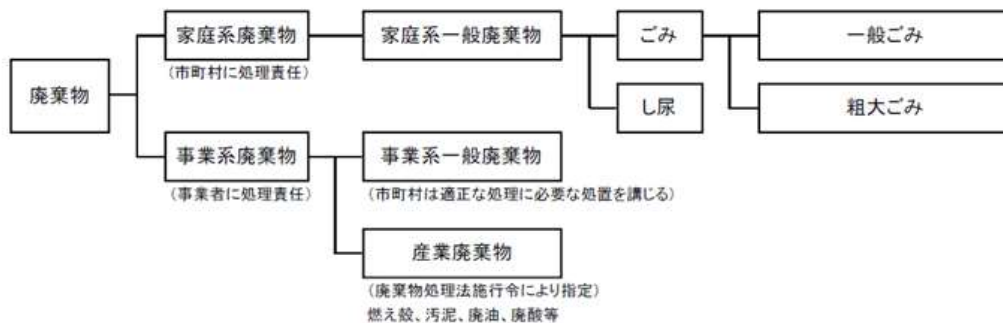


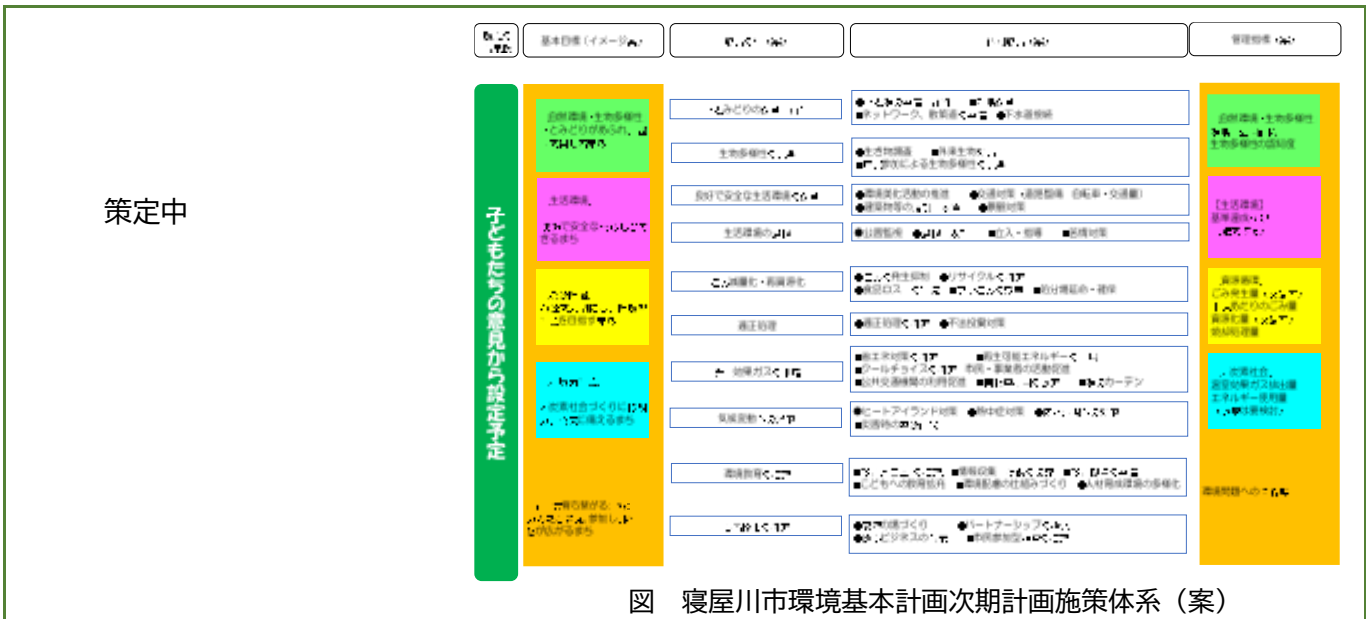
図1-3 廃棄物の区分

3. 上位計画

1) 寝屋川市総合計画



2) 寝屋川市環境基本計画



4. 計画期間

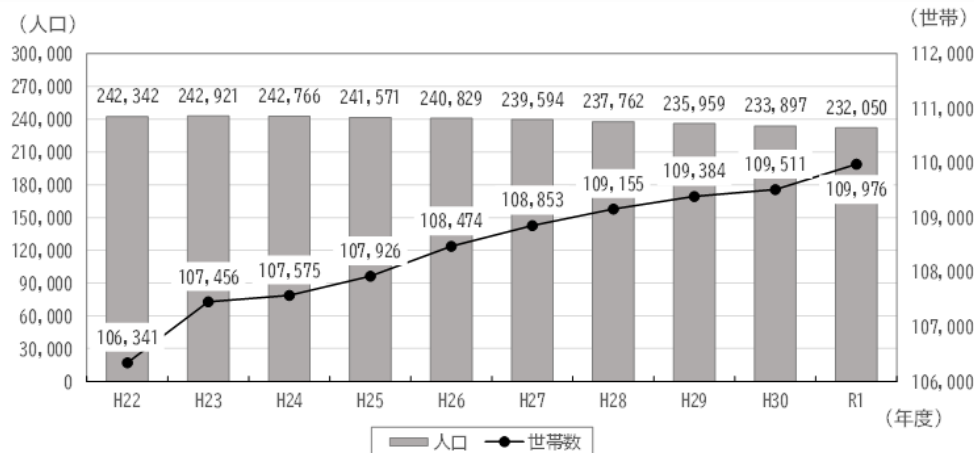
環境省が定める「ごみ処理基本計画策定指針」において、一般廃棄物処理基本計画は市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、計画期間は概ね10～15年程度とされています。また、上位計画である「寝屋川市環境基本計画」の目標年次が令和12年度（2030年度）であることから、本計画の計画期間については令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年とします。

なお、計画期間内でも、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合、必要に応じて計画を見直します。

第2章 本市の概況

第1節 人口動態

過去10年間の人口は年々減少傾向にあります。一方、単身世帯の増加により、世帯数は増加傾向にあります。(図1-4)



出典：寝屋川市統計書2019年版

図1-4 人口・世帯数の推移

第2節 産業構造

事業所数は、「卸売・小売業」が最も多く、次いで、「宿泊業・飲食サービス業」、「医療・福祉」と続いています。また、従業者数は、「卸売・小売業」が最も多く、次いで、「医療・福祉」、「製造業」でした。人口1,000人当たりの従業者数は、大阪府（大阪市を除く）全体と比較して2割程度低く、どの業種においても少なくなっています。(表1-1)

表1-1 産業大分類別事業所数及び従業者数

分類	寝屋川市			大阪府（大阪市除く）		
	事業所数	従業者数		事業所数	従業者数	
		従業者数(人)	人口1,000人当たり(人)		従業者数(人)	人口1,000人当たり(人)
第1次産業	4	14	0	241	1,976	0
農業、林業	4	14	0	236	1,913	0
漁業	0	0	0	5	63	0
第2次産業	1,101	12,804	54	42,374	511,659	83
鉱業	0	0	0	8	100	0
建設業	552	3,496	15	16,260	106,807	17
製造業	549	9,308	39	26,106	404,752	66
第3次産業	6,014	58,208	245	171,865	1,724,793	281
電気・ガス・熱供給・水道業	3	35	0	151	4,046	1
情報通信業	19	191	1	1,154	12,890	2
運輸業・郵送業	123	5,801	24	6,338	152,546	25
卸売・小売業	1,692	15,380	65	50,242	456,752	74
金融・保険業	79	1,150	5	2,469	39,026	6
不動産業・物品賃貸業	642	2,109	9	18,346	62,011	10
学術研究、専門・技術サービス業	191	1,515	6	5,980	45,588	7
宿泊業・飲食サービス業	1,087	7,905	33	26,372	198,259	32
生活関連サービス業、娯楽業	761	3,267	14	18,203	90,359	15
教育・学習支援業	240	2,650	11	7,841	96,544	16
医療・福祉	786	12,771	54	21,552	372,743	61
複合サービス事業	32	250	1	942	13,516	2
他に分類されないもの	336	3,554	15	11,483	125,812	21
公務	23	1,630	7	792	54,701	9
総計	7,119	71,026	299	214,480	2,238,428	365

出典：寝屋川市統計書2019年版「産業（大分類）別府内事業所数（平成28年6月1日）」
 ※寝屋川市人口は「寝屋川市統計書2019年版」（平成28年10月1日）
 ※大阪府人口は「大阪府統計年鑑平成30年度」（平成28年10月1日）